

## 決 議

社団法人日本医薬品卸業連合会は、第32回通常総会に当たり、会員の総意の下に次のとおり決議する。

私達は、我が国医療の基盤を支える医療用医薬品流通の質的充実を図るため、次の「医療用医薬品卸売販売業営業原則」に基づき業務を遂行することをここに宣言する。

### 医療用医薬品卸売販売業営業原則

医薬品は、医療に不可欠であり、人の生命に深く関係する人類の英知の結晶というべき商品である。しかし、医薬品は人類に大きな福音をもたらす一方、使用方法を誤れば医薬品としての作用そのものが人体に危害を及ぼす可能性をもっている。また、適切な管理を欠き品質が劣化すれば、所期の目的を達成できないだけでなく、場合によっては取り返しのつかない結果が生じることになりかねない。医薬品を事業として取り扱う者に高い倫理性と深い知性が求められる所以である。

さらに、我が国は国民皆保険制度の下に、全国民が医療の恩恵を享受している。医療用医薬品は、基本的に公的医療保険制度において使用されることを前提として流通し、医療機関・薬局への保険制度上の償還価格は薬価基準により公定されている。他方、医薬品卸売事業者から医療機関・薬局に納入される医療用医薬品の価格は自由な市場取引に委ねられている。このような特殊性から、医療用医薬品流通には種々の問題が発生し、その適正化のために、医療用医薬品流通改善懇談会の緊急提言（平成19年9月）をはじめとして、関係者の多大な努力が払われてきた。すなわち、医療用医薬品流通の事業に携わる我々は、公的医療保険制度の適正な運営に資する流通の展開に努めることが求められている。

以上の認識の下に、(社)日本医薬品卸業連合会会員構成員各社は、医薬品卸売業に課せられた社会的責務を果たすために、この営業原則を自主規範として定め、共に遵守するものとする。

#### 1 公的医療保険制度の適正な運営に資する医薬品取引を遂行する。

- ① 薬価調査に反映されない未妥結・仮納入を解消するとともに、製品価値に見合った価格形成を図るため、単品単価取引を推進する。
- ② 経済合理性を踏まえた取引を行い、医療を歪める過大な薬価差益の発生を戒める。
- ③ 独占禁止法、医療用医薬品卸売業公正競争規約等を遵守し、公正な営業活動を行い、適正な市場価格の形成に努める。

- 2 薬事法等の関係法規を遵守し、医薬品の品質の確保に努める。
  - ① 薬事法等の薬事関係法規、行政通知等を遵守する。
  - ② JGSP（「医薬品の供給における品質管理と安全管理に関する実践規範」）の普及徹底を図り、流通段階における医薬品の品質の確保に万全を期す。
  - ③ トレーサビリティの確保を図り、不良医薬品の迅速・確実な回収を行う。
  
- 3 常に医薬品に関する正しい情報を提供する。
  - ① 医薬品は適正に使用されるための情報を伴ってはじめて医療に貢献できることを深く認識する。
  - ② 医薬品の有効性や副作用等の医薬品情報を医療機関・薬局に適切に提供するため、MSの継続的教育研修を行い、その資質の向上を図る。
  - ③ MSは、MRとの連携を密にし、正しい情報提供を伴う質の高い販売活動を展開する。
  
- 4 適正処方 の推進を図るとともに、安全性確保の視点に立って、需要を超えた販売活動を厳に慎む。
  - ① 医療への貢献を自らの責務とし、適正処方の推進に資する販売活動に努める。
  - ② 医薬品の安全性確保の視点に立ち、需要に見合った販売を行い、返品が発生しないように努める。
  
- 5 サプライチェーンの結節点機能を強化し、安心・安全・信頼の流通体制を確立する。
  - ① IT化を推進し、精度の高い効率的な物流を実現する。
  - ② 緊急時においても適時適切な配送を可能とするよう、製薬企業との円滑な関係を確立し、信頼性の高いサプライチェーンを構築する。
  - ③ 医療機関・薬局の医薬品在庫情報を的確に把握し、医療供給体制の質的充実を図る。

平成21年5月28日

社団法人 日本医薬品卸業連合会  
第 3 2 回 通 常 総 会